

〈平成27年度最終講義〉

# 公民館から「大人の学習権」を考える

—— 社会教育における学習の自由 ——

手 打 明 敏

〈平成27年度最終講義〉

## 公民館から「大人の学習権」を考える

—— 社会教育における学習の自由 ——

手 打 明 敏

はじめに

私の恩師であります辻 功先生の最終講義は、今を去る25年前（1991年3月2日）の第13回ベストロッヂ祭でありました。会場は、本日と同じく大学会館国際会議室でした。

辻先生は最終講義には2つのタイプがあるとされています。第1のタイプは、「長い研究活動や教育実践を振り返りながら、その長い足どりや、あるいはその中の重要なエピソードなどを骨格にして話を展開するという型」であります。相撲好きの先生はこのタイプを横綱の土俵入りの「雲竜型」になぞらえておられます。「雲竜型」は、「攻め」と「守り」を兼ね備えた盤石の構えを表しているのだそうです。第2のタイプは「昨日までやってきた講義の延長線上に位置づけ、これまであまり人に話をしてこなかった事柄を中心に話をするやり方」で、これを「不知火型」と名付けています。「不知火型」は「攻め」一方の構えを表しているのだそうです。先生はこの第2のタイプである「不知火型」の最終講義をお選びになりました。なぜ、このタイプで最終講義を行おうとしたのかということについて、「私自身もよくわからないのですが、たぶんそれは普段の「軽はずみな行動をする」という性格が、こういう大事な時にもやっぱり出てきてしまうということではないでしょうか」（筑波大学教育学系『教育学系特別講演集』1991年、p.37）と謙遜されています。大学院時代以来指導を受け、身近で辻先生の「ふるまい」に接してきました私からみますと、先生は大変几

帳面で気配りのきく方でしたから、けっして「軽はずみな」考えではなく、ご自身の研究成果を十分にいかし綿密に考え抜かれたストーリーをおつくりになって「職業資格制度の近未来」というテーマで最終講義に臨まれたのだと思います。

さて、私もまた、最終講義をお引き受けする時、不遜にも「不知火型」でやりたいと思いました。私の日頃の行動スタイルをご存知の方々は、納得していただけるのではないかと思います。私の場合は、辻先生のように「綿密に考え抜かれたストーリー」を作っているわけではありません。いま、講義をする機会があったなら、ぜひとも話してみたいというテーマが本日の講義題目であります。しかし、私のこれまでの研究テーマや研究手法をご存知の方は、本日のテーマは私には似つかわしくないとお思いになるのではないのでしょうか。そのことは、私が最もよく承知しているところであります。これからお話しさせていただくことは、うまくいけばよいのですが、失敗すると出席されている皆さまを落胆させるという危険を孕んだものであると思っています。

それでは、このテーマを設定した理由から話を始めたいと存じます。

私は、平成15(2003)年に設立された日本公民館学会の設立呼びかけ人の一人として参加し、この学会の理事、事務局長、会長を務めてまいりました。そうした関係から、ここ10年間ほどは、「公民館」が私の主要な研究テーマでありました。

---

筑波大学 名誉教授

ご承知のように公民館は日本の中核的な社会教育施設であります。今日、アジア地域の地域教育施設として普及しつつある Community Learning Center (CLC) のモデルの一つとしてアジア地域の関係者からも注目され、公民館関係者との交流がおこなわれるようになってきました。しかしながら国内に目を向けますと、近年、公民館を教育委員会所管から首長部局へ移管し地域集会施設としてみなしたり、教育機関としての自律性を軽視ないし否定する動きが強まっています。そのようななかで公民館、社会教育に関心を持つものにとって看過することができない問題が起きています。例えば、市民団体が従軍慰安婦問題、原発問題、安全保障法制問題などをとりあげて展示や集会を行う際に「表現が不適切である」、「政治的中立性を欠く」などの理由で自治体の公共施設の利用を制限するなどの問題が起きています。これらの問題は公共の場における市民の「表現の自由」の侵害として社会問題となっています。本日は、さいたま市立三橋公民館（以下、三橋公民館）で起きている問題を取り上げて、「大人の学習権」と社会教育の「自由」について考えてみたいと思います。

## I. 九条俳句不掲載の経緯と争点

三橋公民館で起きている問題とは、公民館を利用している俳句サークルが選句した会員の俳句「梅雨空に「九条守れ」の女性デモ」（以下、「九条俳句」）が、「三橋公民館だより」に掲載を拒否されたことに納得のいかない俳句の作者が、俳句掲載を求めてさいたま地方裁判所に提訴していることです。この経緯は以下のようにあります。

### 1) 「九条俳句」不掲載の経緯

①平成22年10月ころ、三橋公民館より公民館利用団体である「三橋俳句会」（以下、「俳句会」）に対して、「せっかく勉強しているのだから、一番良い句を提出してはどうか」と、「三橋公民館だより」（以下、「公民館だより」）に俳句掲載の提案があり、「俳句会」はサークル活動

の活性化等の観点からこの提案を受けたのです。平成22年11月の「公民館だより」（毎月1回発行）に「俳句会」が選定した俳句一句が掲載されました。以後、毎月の例会で会員が詠んだ俳句のうちから選ばれた秀句一句が掲載されてきたのです。

- ②平成26年6月24日の「俳句会」例会で「九条俳句」が選定され、公民館に提出されました。
- ③平成26年6月下旬に公民館職員より「九条俳句」は掲載できないので、代わりに俳句を提出してほしいとの連絡が「俳句会」代表代行に伝えられましたが、代表代行は、代わりに句を提出することはできないと回答しました。
- ④当該俳句の作者が、三橋公民館職員に掲載できない理由を問い合わせましたが、明確な説明は得られませんでした。
- ⑤「公民館だより」7月号（平成26年7月1日）に「九条俳句」が不掲載のまま発行されました。
- ⑥平成26年7月3日に三橋公民館長名の文書で、「九条俳句」不掲載の理由が示されました。理由は以下のような内容でした。

(1) 社会教育法23条（公民館の運営方針）「公民館は、次の行為を行ってはならない」の1項2号によると、公民館は「特定の政党の利害に関する事業を行」なうことは禁止されている。

(2) さいたま市広告掲載基準4条(1)エによると、「国内世論が大きく分かれているもの」は広告掲載を行なわないとされている。

このようなことから、俳句の中の「九条守れ」というフレーズは、憲法を見直そうという動きが活発化している中、公民館の考えであると誤解を招く可能性があるため掲載をご遠慮いただく、

というのが不掲載の根拠でありました。

### ⑦平成26年12月10日

三橋公民館長名文書「公民館だよりへの俳句不掲載の訂正について」が俳句会代表代行に届けられました。そこには次のようなことが記されていました。

(1) 社会教育法23条については公民館事業

の制限についてのものです、当該俳句は特定の政党の利害に関するものと判断できないので、これにはあたらぬ。

(2) 『『九条守れ』の部分』が公民館の考えであると誤解される可能性」との記載は作者の名前が記載されることから適切な表現ではなかった。

(3) 掲載できない理由は、公民館だよりは、公民館の事業や地域の活動を広報することを目的とし、公共施設である公民館が責任を持って編集・発行している刊行物でありますので、公平中立の立場であるべきとの観点から、掲載することは好ましくないと判断した。

(さいたま地方裁判所提出「訴状」平成27年6月25日)

⑧ 平成27年6月25日、俳句作者を原告として訴訟がさいたま市を被告として提訴されました。

⑨ 原告が本件訴訟で求めているのは、下記の2点であります。

i) 原告の俳句を不掲載にした点が、国家賠償法上違法であり、200万円の損害賠償責任をさいたま市が負うこと、

ii) 不掲載にした原告の俳句を、公民館だよりに掲載すること。

(「九条俳句不掲載損害賠償等請求事件意見陳述書」平成27年9月25日)

## 2) 本件訴訟の意義

本件は以下に述べるように、社会教育に係る憲法判断を求めて起こされた初めての裁判であり、原告弁護団は以下の4点を争点としています(「九条俳句不掲載損害賠償等請求事件意見陳述書」平成27年9月25日)。

① 公民館による「公民館だより」への俳句不掲載行為が、原告の作者としての憲法上の人権である人格権(憲法13条)や表現の自由(憲法21条)を侵害するものであること、

② 公民館による社会教育活動への介入が、教育基本法にも定められた市民の生涯にわたる学習権(教育基本法3条)を侵害するものであ

ること、

③ 公民館利用者の活動への介入として、市民の利用権を萎縮させるものであり社会教育の在り方(社会教育法20条)として不適切であることの違憲性・違法性を問うものであり、

④ 公民館や公民館だよりは、憲法・社会教育法・教育基本法上、市民の学習権・表現の自由等を充足するために、どのように位置付けられているか、またどうあるべきかの公民館の社会における役割・本質について問うものです。

原告が所属している俳句会は、三橋公民館主催の俳句講座に参加していた市民が平成10(1998)年に立ち上げた自主的な学習サークルであり、社会教育利用団体として登録されています。当然のことながら俳句会は特定の政党や政治団体と関係は持っていません。「九条俳句」は、作者(70歳代女性)がたまたま東京に出かけたときにデモに出会い、「雨の中、若い人から老人まで、子どもをおんぶしたり、ベビーカーを押している若い母親たちもいて、みんな「平和を守れ」「九条守れ」と声をあげながら行進している姿に自分の思いが重なりとても感動し(さいたま地方裁判所第6民事部合議係あて「意見陳述書」平成27年9月25日)、その情景を詠んだものであります。

私は法律解釈についてはまったくの素人であり、法律論について細かく言及する知識は持っていません。この裁判で原告弁護団は主要な争点として、「大人の学習権」という観点から「九条俳句」不掲載問題を捉えています。以下では、裁判資料から私が理解した限りで弁護団の主張する論理について紹介することになります。

## 3) 裁判の争点

本件は、俳句会に所属している会員個人の趣味の表現活動、生涯学習活動に突如公権力が介入した事件であり、原告弁護団は、争点として以下の5点の権利侵害があったと陳述しています。

- ①学習権ないし社会教育における学習の自由
- ②本件俳句の掲載請求権（掲載される権利）
- ③表現の自由
- ④人格権
- ⑤公の施設利用権

（「九条俳句不掲載損害賠償等請求事件」  
原告準備書面（1）口頭弁論 2015年12  
月11日）

社会教育研究者の佐藤一子氏は、本件裁判は学習権を行使する主体である市民みずからが教育行政の学習介入に対して異議をとない、提訴にふみきったという点で、戦後社会教育史上初めて違憲性を争う教育裁判としてきわめて重要な意味をもつと、本件裁判の意義を指摘しています。本件では、「大人の学習権」として「表現の自由」と「人格権」を根拠として、学習活動のみならず文化・スポーツ・レクリエーション活動など幅広い生涯学習の個人にとっての意味、具体的には俳句という文化創造・表現活動を目的とする社会教育関係団体の自由の法的根拠を明らかにするという現代的意味がある、と論じています（佐藤一子「「九条俳句不掲載損害賠償等請求事件」の法的問題性と論点」、『法律時報』87巻第13号（2015年12月）、p.343～344）。

この裁判では、市民の学習の自由、つまり「大人の学習権」を保障する社会教育施設である公民館の教育機関としての自律性が問われているのだと思います。原告弁護団は、裁判官に今回の問題の争点を理解してもらい意図を込めて、「旭川学力テスト事件」（以下「旭川学テ事件」）最高裁大法廷判決で提示された「子どもの学習権」との対比で「大人の学習権」を提示しています。以下では「大人の学習権」について検討したいと思います。

## II. 「大人の学習権」の法的根拠

### 1) 成人教育に関する国際的動向

昭和60(1985)年3月にパリで開催された第4回ユネスコ国際成人教育会議では、「学習権宣言」(The Right to Learn)が採択されています。この宣言では、学習権とは「読み書きの権

利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である」と記し、学習権は人間の生存にとって不可欠な手段であると指摘しています。また、ユネスコ「21世紀教育国際委員会」が平成8(1996)年4月に発表した『学習：秘められた宝』(Learning: The Treasure Within)において、これからの教育の在り方として4本の柱を提示しています。それは、「知ることを学ぶ (learning to know)」、「為すことを学ぶ (learning to do)」、「共に生きることを学ぶ (learning to live together)」、「人間として生きることを学ぶ (learning to be)」ということであり、このなかで、「共に生きることを学ぶ」は、「一つの目的のために共に働き、人間関係の反目をいかに解決するかを学びながら、多様性の価値と相互理解と平和の精神に基づいて、他者を理解し、相互依存を評価すること」(社会教育推進全国協議会編『社会教育・生涯学習ハンドブック(第8版)』エイデル研究所、2011年、p.161)なのであり、人々が学ぶことを通じて多様性の価値と相互理解と平和の精神を形成することを志向していると解釈できます。こうしたユネスコの姿勢は、平成9(1997)年のユネスコ第5回国際成人教育会議で採択された「成人の学習に関するハンブルグ宣言」(The Hamburg Declaration on Adult Learning)、平成21(2009)年の第6回国際成人教育会議で採択された「生存可能な将来のための成人教育の力と可能性の利用行動のためのベレン・フレームワーク」(Belem Framework for Action)に引き継がれています。

国際的な成人教育の動向は、民主主義を発展させるために市民が社会に主体的に参加すべきであり、そのためには成人学習が重要であることを示しています。「学習すること」は受動的に与えられたものではなく、「権利」としてとらえるということであると思います。

そこで次に、我が国における学習権の論議をふまえ、原告弁護団が主張している「大人の学

習権」の現代的意味を検討することにしたと思います。

## 2) 「子どもの学習権」を認めた3つの判決

1970年代に、学校教育にかかわって、次の3つの裁判が起こされました。それらの裁判を通じて、「子どもの学習権」をどのようにとらえるかということが争点になりました。以下では内野正幸氏の『教育の権利と自由』（有斐閣、1994年）を参照して、順次、3つの裁判のなかで示された「子どもの学習権」についてみてみることにします（なお、本節において内野氏の著書からの引用は「内野P.〇〇」として示してあります）。

### ①第2次教科書検定訴訟

この裁判は昭和42(1967)年に起こされたもので、歴史学者の家永三郎氏が執筆した高校用教科書「新日本史」に対する検定不合格処分を取り消しを求めた行政訴訟であります（内野、p.31）。周知のように、昭和45(1970)年7月17日の東京地裁判決（杉本判決）では、検定不合格処分を違憲であるとの判断が示されたのであります。この判決のなかで、「将来においてその人間性を十分に開花させるべく自ら学習し、事物を知り、これによって自らを成長させる」生まれながらの権利として、「子どもの学習する権利」が述べられています。

### ②内申書裁判

この裁判は、中学校の内申書に在学中の政治活動歴を記載されたため、受験した高校を不合格となった原告が、記載行為の違法性を主張して起こしたものであります。昭和54(1979)年3月28日の東京地裁判決では、「国民の教育を受ける権利は、各自が人間として成長発達し、自己の人格の完成を実現するために必要な学習をするものとして生まれながらに有する固有の権利というべきである」（内野 p.211）と述べています。争点となりました内申書の記載は、原告が高等学校に進学し教育を受ける権利を侵害したとして、原告勝訴の判決を下したのであります。

上記2つの判決は、いずれも地裁判決であり、

その後、高裁段階では敗訴するという結果となっています（内野、p.34, p.211）。

### ③「旭川学テ事件」最高裁大法廷判決

「旭川学テ事件」では、最高裁大法廷において憲法判断が下されています。この事件は、昭和36(1961)年10月26日に北海道旭川市の中学校で起きた、全国中学校一斉学力調査の実施を實力で阻止しようとした4人が、建造物侵入罪、共同暴行罪および公務執行妨害罪で起訴されたものであります（内野、p.21）。昭和51(1976)年5月21日の「旭川学テ事件」最高裁大法廷判決（「昭和43(あ)1614 建造物侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反」）は、子どもの学習権にかかわって以下のように述べています。

「(一) 憲法中、教育そのものについて直接の定めをしている規定は憲法26条であるが、同条は、(略一引用者) この規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである。」

「旭川学テ事件」の最高裁判所判決は、憲法26条にいう教育が、子どもの主体的な学習権を基調に置いたものであることを認めています。しかし判決は、そこからただちに国民の教育権説を採用するわけではないのです。判決は、一方で親、私立学校、教師などが一定の範囲において子どもを教育する権利を有することを認めています。その一方で次のようにも言及しています。

「一般に社会公共的な問題について国民全体的意思を組織的に決定、実現すべき立場にある国は、国政の一部として広く適切な教育政策を樹立、実施すべく、また、しうる者として、憲法

上は、あるいは子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有するものと解さざるをえず、これを否定すべき理由ないし根拠は、どこにもみいだせないのである。]

最高裁学テ判決は、子どもの学習権を認めたからといって、そこからは「国民的教育権」か「国家的教育権」か、という問題についての結論は当然にはでてこない、とほのめかしたものであり(内野 p. 212)、内野氏は、この最高裁判決を「玉虫色」の判決(内野 p. 27)と指摘しています。

憲法学の西原博史氏は、国民的教育権説について次のように述べています。

「出発点に置かれるのは、子どもの権利であり、それも、教育を受けることが子どもの義務ではないことを意識した、子どもの主体的な権利である。その子どもの権利は、「学習権」と呼ばれ、主体的に自分の知りたいことを学び、発達していけるよう社会が支援することを求めるものである。」(西原博史『良心の自由と子どもたち』岩波新書、2006年2月、p. 75)

以上、「子どもの学習権」にかかわる「旭川学テ裁判」の最高裁判決を紹介してきました。この判決をめぐるのは憲法学や教育法学等の研究者によって様々な評価がされています。しかし、ここではこれ以上たちいらぬことにします。

私は、旭川学テ最高裁判決が「子どもの学習権」の根拠としている憲法および教育法の条項は、次のようなことであると理解しています。

(ア) 憲法26条(教育を受ける権利)、②憲法23条(学問の自由)、③憲法13条(個人の尊厳・幸福追求権)、そして④(旧)教育基本法10条(教育行政)であります。

それでは、私が本日のテーマとしています「大人の学習権」を導く論理はどのようなものでありましょうか。それは「子どもの学習権」と相当に重なっていると考えられますが、「子どもの学習権」とは異なる論理をもっているのではないのでしょうか。次に、「大人の学習権」を導く論理について検討することにしたいと思います。

### 3) 「大人の学習権」を導く根拠

「大人の学習権」を考える際、わたくしは、ここでも憲法学の内野正幸氏の解釈を参照したいと思います。

(以下は特に断らない限り内野正幸『教育の権利と自由』有斐閣、1994年の「4 学校における子どもの人権」を参照しています。)

内野氏は、人権には状態権(静的人権)と行為権(動的人権)という2つの側面があるという捉え方をしています。

状態権とは、「人間の身体・精神や財産の状態を国家権力などの干渉から保護する場合についてのものである。それはおもに、体や心を傷つけられない権利をさす。」(内野 p. 195) 人権であります。それに対して行為権は、自分の判断にもとづいて積極的にふるまうことについて、国家権力などから妨害されなかつたり配慮してもらえたりする、ということが重要となります。行為権の代表的な例としては、表現の自由、職業選択の自由、選挙権、裁判を受ける権利などがある、と内野氏は指摘しています(内野 p. 195)。

子どもに関する法制度は、子どもは理性的な判断能力が不十分である、という考え方のもとにできている場合がかなり多いといえます(内野 p. 197)。内野氏は、状態権は未成年者が自由な状態におかれていることをさすのであり、「未成年者のため(利益)になることが、そのまま人権の保障となる」ととらえています。一方、行為権は未成年者が自分の判断で自由にふるまえること保障するものですが、しかし「子どもの人権の場合は、おとなの人権の場合とちがって、本人の利益と意思が必ずしも一致するとはいえない」(内野 p. 198)と指摘しています。内野氏は子どもにかかわる行為権の場合、子どもの意思がどうあれ、政府機関などが、本人のためを思って、あることを禁止したり命令したりすることがあり得るということを示唆しています(内野 p. 197)。その例として内野氏は、労働基準法(56条)が15歳未満の児童労働を禁止していることを引き合いに出しています(内野, p. 198)。

行為権という観点から「大人の人権」をとらえたとき、例えば「表現の自由」（憲法21条）は、表現の自由を行使する大人の意思に沿うことが大人の利益と一致するという意味で、憲法に保障された人権として最大限尊重されるべき重みをもった権利といえます。

以上、内野氏の議論を参考にして「子どもの学習権」とは異なる「大人の学習権」を考えると、「大人の学習権」を構成している憲法条項としては、憲法26条（教育を受ける権利）、23条（学問の自由）、13条（個人の尊厳・幸福追求権）とともに21条（表現の自由）が深くかかわっているといえるのではないのでしょうか。このことが「子どもの学習権」とは異なる「大人の学習権」の特徴であると思います。それでは、「公民館だより」に「九条俳句」を不掲載としたことは社会教育学の観点からみたととき、どのような問題を孕んでいるのでありましょうか。次にそのことを考えてみたいと思います。

### Ⅲ. 社会教育における学習の自由について

戦後、新しく出発した日本の社会教育において、地域住民の交流、学習の「場」として創設されたのが公民館でありました。創設時の公民館の構想についてみてみたいと思います。

#### 1. 戦後公民館の創設と理念 — 寺中構想 —

##### ① 寺中構想

公民館は昭和21(1946)年7月5日に発せられた文部次官通牒「公民館の設置運営について」によって設置奨励されました。この通牒は公民館の構想について次のように述べています。

「今後の国民教育は青少年を対象とするのみではなく、大人も子供も、男も女も産業人も教育者もみんながお互に睦み合い導き合ってお互の教養を高めてゆく様な方法がとられなければならない」のであり、公民館は「謂はば郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村民集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である」と性格づけています。戦後初期の公民館は当時の文部省社会教育課長を務めていた寺中作雄氏の解説（『公民館の建設』

1946年）によりますと、「社会教育、社交娯楽、自治振興、産業振興、青年養成の目的を総合して成立する郷土振興の中核機関」であって、単なる教育機関というよりも地域の教育・文化、自治振興、産業振興の機能を持つ総合的な地域施設でありました。戦後初期の公民館構想は、寺中作雄氏のアイディアによるところが大きかったので「寺中構想」といわれています。もちろん、公民館構想は寺中氏個人のアイディアではなかったのは言うまでもありません。日本公民館学会初代会長を務められた小林文人氏は「日本の公民館は、寺中の個人的功績としてみるのではなく、その時代的な状況が生み出したもの、戦後復興と民主主義への人々の思いが寺中の言葉として、また文部省の通牒として表出されたもの」（『公民館60年の歩みが問いかけるもの』日本公民館学会年報第3号(2006年)、p. 3）であると指摘されています。しかしながら、やはり戦後初期の公民館構想は寺中氏の影響が大きかったと思います。寺中作雄氏はどのような社会教育観を持っていたのでしょうか。

##### ② 寺中作雄氏の世界観

ここでは寺中氏が講座・現代社会教育Ⅳ（小林文人編『公民館・図書館・博物館』亜紀書房）「月報3」（1977年11月）に寄せた論稿を紹介したいと思います。

「私自身戦争にも狩り出されて青春の3年間を中支の戦陣で過ごし、（略—引用者）私は、二度と戦争のない社会の再建のために、今こそこの戦後の焼野原の焼土の上に「社会教育」の金字塔を建てるのだという使命感に似たものを感じて、この公民館の普及という仕事に、人生の生き甲斐をかけるつもりだった。私は戦前の文部省の社会教育の在り方について私なりの批判をもっていた。次のような点に戦後の社会教育の方向を向けてゆく必要を私は感じていた。

- (1) 社会教育を組織化するために(略)「人」と「施設」とその上に「事業」をもったその三位一体の上に社会教育を位置付ける必要があること。
- (2) 社会教育内容を(略)「生活」と「経済」と「職業」にまたがる生きた実践教育にすること。



(3) 略

(4) 社会教育は文部省の管轄行政ということに拘泥せず、厚生、福祉、労働、農林、商工、水産、建設等にまたがる行政指導を社会教育に一体化して公民館の窓口で集約的に受け入れることとする。

(5) 社会教育の方法は、講演や説示の形よりも、討論や実習を主体にした相互教育、共同研究の形を取るよう奨励すること、(公民館史研究会『公民館史研究会・会報号外』1995年1月15日所収、p.30)

寺中氏は、戦後日本の再建の観点から「社会教育」を位置づけ、戦前の反省に立ち、三位一体の社会教育を構想し、行政横断的な社会教育の観点から総合的社会教育の窓口として公民館を構想したのです。その後、昭和24(1949)年6月の社会教育法制定にかかわって寺中氏は、その意義について次のように述べています。

〔(前略)国民の自己教育であり、相互教育であり、自由と機動性を本質とする社会教育にあっては、その法制化に当って考えるべき無数の問題が存しているのである。しかしながら自由性を拘束することだけが法制化の役割ではない。法制化は必ずしも国民の側に拘束と負担をもたらずものではない。大きく国民の自由をもたらすために、自由を阻む方面に拘束を加えて、自由なる部分の発展と奨励とを策することも法制化の一つの使命である。かくて、法制化ということに新しい意義が加えられつつある今日、社会教育の自由の獲得のために、社会教育法は生まれたのであるということができようである。〕(寺中作雄『社会教育法解説』1949年、(現代教育101選55、国土社、1995年所収、p.13))

「九条俳句不掲載」事件の裁判でも取り上げられている「社会教育法第3章「社会教育関係団体」(第10条～第14条)について寺中氏は、次のように解説しています(寺中作雄前掲書、p.82)。

社会教育法第12条(「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」)は、社会教育

関係団体が国及び地方公共団体の影響から離れて、自由に積極的に自主的活動を行うことを確保せんとするものである、ということです。

社会教育法が施行された後の文部省には、地域住民や社会教育関係団体等の自主性を尊重し、国民の自由な教育活動、団体活動を奨励、振興するためには、権力行政ではなく指導、助言、協力、援助の行政であるべき、という考え方がありました。昭和26(1951)年の社会教育法改正において社会教育の専門職として社会教育主事が配置されることになりましたが、社会教育主事の職務は、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。」(社会教育法第9条の3)と規定されたのです。

社会教育の自由を獲得するために制定された社会教育法は、地域性を尊重し、画一的ではなく市町村ごとの多様な社会教育活動を奨励するものでありました。例えば、公民館長の諮問機関として設置された公民館運営審議会(以下、「公運審」)は、地域住民の意向を反映する委員構成が可能でありました。しかし、平成11(1999)年の社会教育法の一部改正により、公運審の委員構成については市町村の裁量に任せられることになりました。残念ながら、住民参加を促進するように「公運審」を運用している自治体は少ないように思います。さらに近年では、公民館を教育委員会所管から首長部局に移管し、教育機関ではなく「市民交流センター」などの地域集会施設とする傾向がみられます。

私が取り上げている「九条俳句」を「公民館だより」に不掲載とした「さいたま市」には、「公民館だより」を公民館事業として理解していないという社会教育認識がみられます。そのように認識する背景には、「公民館」を教育機関としてではなく、地域行政施設とみなしている社会教育認識があるように思われます。以下では、これまで3回(平成28年1月29日現在)開かれた裁判資料をもとに原告(九条俳句作者)と被告(さいたま市)の主張についてみてみることにしたいと思います。なお、さいたま市側は3回開かれた裁判において、市側としての全面的

な主張を展開していないので、現段階では市側の主張は平成27年9月に提出された「答弁書」と平成28年1月の「準備書面(2)」を参照することにします。

#### IV. 「公民館報(公民館だより)」の社会教育的意味

##### 1) 「公民館報」の法的位置

これまで何度も指摘してきたように、「公民館報」の果たす機能について、被告と原告の間には認識に大きな相違がみられます。

被告(さいたま市)側は、「公民館だより」は市町村教育委員会の事務(社会教育法第5条)の一環として編集・発行されているものであり、編集権は公民館側にある、という見解であります。公共施設である公民館が責任を持って編集発行している刊行物であるから、公平中立の立場であるべきと、以下のように主張しています。

「公民館には、その性質上、党派性の無いこと、中立性、また、公平性等が求められる。例えば、社会教育法第23条は公民館が特定の政党の利害に関する事業を行い、又、公私の選挙に関し特定の候補者を支持することを禁じているのもこの趣旨からである。」(「答弁書」平成27年9月25日)

被告側は、「俳句会」に俳句掲載を依頼したのはバラエティに富んだ、親しみやすい「公民館だより」にするために、紙面を飾ってもらう趣旨であり、発表の場として掲載するとの約束はしていないと、主張しています。

「九条俳句不掲載の経緯と争点」で示したように、三橋公民館長(つまりは「さいたま市」)は当初(平成23年7月3日)、不掲載理由として「社会教育法23条」に抵触することを挙げていました。しかし、同年12月10日付文書では「社会教育法23条については公民館事業の制限についてのもので、当該俳句は特定の政党の利害に関するものと判断できないので、これにあたらぬ」と不掲載理由を撤回していたのです。被告側は一旦否定したはずの社会教育法23条を再び持ち出し、「九条俳句」不掲載の根拠としています。

次に、原告(九条俳句作者)側の主張をみて

みることにしましょう。

「公民館だより」は、「市町村が設置する社会教育施設」(教育基本法12条)である公民館が、「住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」(社会教育法20条)という公民館の目的を果たすべく、「公民館の事業」(社会教育法22条)として発行するものである、というのが原告側の「公民館だより」の理解であります。

なお、公民館の「事業」については、次のような文部省見解が示されています。

公民館の「事業」とは、「一定の目的の下に同種の行為を反覆継続的に行い、その行為が権力の行使を本体としない場合を指すと解せられる。社会教育法第22条は同法第20条の公民館の目的を達成するために公民館が反覆継続的に行なうべき行為を例示したものである」(昭和26年6月29日 地社第16号 高知市長あて 文部省社会教育局長回答「社会教育法令の解釈指導について」)

(全国公民館連合会『公民館関係者必携』平成22年版、p.70)。

このような見解が出されているにも関わらず、被告側から上記のような主張が出てくる背景には、社会教育施設としての公民館、および社会教育における学習の自由についての理解不足があるように思われます。

##### 2) 「公民館報(公民館だより)」と「市町村報」の違い

「公民館報」が、「公民館の事業」であることの意味を明らかにするため、行政の広報誌として発行されている「市町村報」と比較して考えてみることにしましょう。

昭和28(1953)年に刊行された、公民館研究会編『公民館質疑応答集第一篇 行財政編』(公民館運営双書5集)には、両者の違いが次ように説明されています。(注：本書は、編者が全日本

社会教育連合会であり、印刷発行が大蔵省印刷局であることから、公民館研究会のメンバーは文部省関係者であったと推察されます。)

「市町村報は、条例、規則、告示等公示を要するものについて住民一般に公表したり、その他市町村行政の施策を住民一般に知らせることを目的とする定期刊行物であり、一方公民館報は、公民館の事業を住民に広く知らせると同時に各種の情報や資料（市町村当局の情報資料も含む）を提供し、併せて住民の社会教育に資することを目的とする定期刊行物であります。(略—引用者)本質的に目的及び性格が異なっておりますので、公民館報は市町村報と切り離し、充分教育的な配慮の下に自主的に刊行し配布するのがよいように考えられます。」(公民館研究会編『公民館質疑応答集第一篇 行財政編』p. 35)

今日でも、地域住民の参加により公民館報編集委員会が設置され、公民館報が自主的に編集・発行されています。

長野県茅野市では、住民参加による公民館広報委員会が組織され、毎月「茅野市公民館報」が発行されています。毎年開催されている「茅野市公民館分館職員研修会」では、「広報分科会」が開かれており、地域住民から選出された広報委員を対象として読みやすい公民館報づくりの講習がおこなわれています。『茅野市公民館分館職員研修会資料』の中の「公民館事業の領域と内容」では、「広報活動」について次ように説明されています。

- ・公民館活動を周知徹底させるための広報を行うこと。
- ・地方自治に関する必要な資料を提供し、住民意志の伸長を図ること。
- ・マスコミュニケーションを積極的に利用すること。」

『第62回 茅野市公民館分館職員研修会資料』平成28年2月14日、p. 57)

公民館報は公民館活動の広報のみならず、地方自治に関する住民意志を高めるために必要な資料の提供を行う役割があることが記されているのです。

千葉県君津市周南公民館の公民館報『ひろば』の「編集方針と体制づくり」には「館報の役割・主旨」が次のように記されています。

「公民館が地域住民に、積極的に利用され、活用されるためには、地域住民との結びつきを深めることが必要であり、住民とのコミュニケーションを確立していかなければなりません。そのひとつとして、公民館報は、大切な役割を果たしていると思われれます。そこで、「館報ひろば」は、地域の出来事・行事・産業・文化活動・すべての分野をとらえ、住民の紙面への参加を第一とし、紙面をとおして住民どうしの、また公民館と住民の結びつきを作り出すよう努力をしています。よって、「館報編集委員会」をつくり「館報ひろば」の紙面づくりを行なっています。」(「九条俳句不掲載損害賠償等請求事件」学習会(2015年11月6日)長澤成次氏報告資料)

このように、公民館報は市町村報とは異なり、編集・発行自体が地域住民の学習活動と結びついた公民館事業としての性格をもつものであります。佐藤一子氏は「九条俳句不掲載」事件にかかわって、公民館報の性格について次のように指摘しています。

「公民館だよりは市の広報と異なり、公民館活動の一環として地域住民への情報提供だけでなく、学習の営みを伝え、地域の実情をとりあげ、学びの輪を広げるという意義をもつ。さいたま市公民館運営審議会答申(2013年10月)も地域の課題や住民の声をとりあげるよう提言している。「公民館だよりは市教育委員会が責任をもつ発行物」という主張には、公民館が自立的な教育機関(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」30条)であり、公民館だよりもその活動の一環を担っており、しばしば住民編集委員も参加しているという、住民との協同にもとづく社会教育実践への認識が欠落している。」(佐藤一子「公民館における政治的中立と表現活動の自由」『月刊社会教育』2014年10月、57頁)

## V. 「九条俳句不掲載」事件が問うていること

ここまで述べてきた「九条俳句不掲載」事件

が、社会教育研究に何を問うているのでしょうか。それは一言でいえば「社会教育の学習の自由」にもとづく「大人の学習権」の保障をめぐる問題であると理解しています。この裁判では以下のことが、問われているのです。

#### 1) 九条俳句作者の学習の自由の侵害

九条俳句の作者にとって、自身の創作活動の成果である「九条俳句」が「公平中立」の観点から問題であるとして「公民館だより」に不掲載となったことは、作者の人格が不当に侵害された（憲法13条）ことになり、かつ「表現の自由」（憲法21条）、を侵害されたことになる、ということです。

#### 2) 俳句会の学習権の侵害

俳句作者の学習の自由の侵害とともに、「九条俳句」は、俳句会の学習活動の成果として発表されたのであります。それゆえ、この句を公民館報に不掲載とした三橋公民館の行為は、俳句会の学習権を侵害したことになります。この点にかかわって、俳句会の例会（学習活動）のなかで、どのような手続きで「公民館だより」掲載の俳句を選定していたのか紹介しておきたいと思います。

##### 「三橋俳句会」の例会活動

- ①例会当日、会員は自ら詠んだ俳句を2句提出する。
- ②参加者が各自5句選句する。
- ③例会の当番による披講。
- ④参加者による質疑と相互討論。
- ⑤俳句会の先生による特選、秀句、佳作の分類・講評。
- ⑥特選の句の中で、参加者が最も多く選句に選んだ句を公民館に提出する。

その句が「公民館だより」に掲載されてきたのです。

俳句の創作は、会員の自己実現に欠くことのできない重要な学習活動であります。また句会での会員間での質疑・相互討論など相互学習を通じた一人一人の人格の形成・発展に結びついていると言えます。「公民館だより」に掲載する俳句は、作者の創作活動の成果であると同時に、

句会参加者及び句会の指導者（先生）による選句と相互批評の成果（学習成果）なのです（「九条俳句不掲載損害賠償等請求事件」原告準備書面（2）口頭弁論 2016年1月29日）。

俳句会は、句会及び吟行会の開催という社会教育を目的とした事業を通じて、句会会員間の自己教育・相互教育を図り、会員一人一人の学習権の保障を実現する社会教育団体であります。社会教育が学習の価値としてきたことは、学習者が集団的に共に学び合う相互学習であります。「九条俳句」は、俳句会が集団学習の成果として選出した俳句であります。市民の学習活動を奨励・支援する社会教育施設である公民館が公民館報への掲載を拒否したことは、俳句会の学習権（活動）を侵害したものであり、社会教育法12条に反しているのです。

#### 3) 行政（公民館）の政治的中立性とは

「九条俳句」は、特定の政治的意図の表明や政治的活動として発表されたものではなく、戦時下の生活体験のある70歳代の作者が、たまたま出くわした光景を詠んだ文芸作品であります。文芸作品である「九条俳句」を政治的に捉えた、さいたま市の公民館・生涯学習部局こそが、現在の「政治状況」を忖度して「政治的判断」をおこなったと思わざるをえません。さいたま市側こそが「政治的中立」ということを恣意的に拡大解釈しているのです。そこには文化創造活動に対する理解がほとんど欠如しているといわざるをえません。そもそも市民が日常生活のなかで直面する社会問題や生活問題にかかわることがらを学習課題とするとき、世論が二分されない問題などありうるでしょうか。日本公民館学会九条俳句不掲載問題プロジェクト代表の谷和明氏は次のように論じています。

「世論二分」問題で、一方の側に立たないということは行政の一般原則として妥当しない。環境問題、人権問題等をめぐって世論が二分することは少なくない。その多くの場合、行政はその一方の当事者として行為し、反対派説得など自らに有利な世論形成を行ってい

る。現代民主主義は「世論政治」でもあるが、そこでの行政の政治的中立性を対立からの超越、等距離、中庸で基礎づけることはできない。世論（public opinion）は〈社会的、公共的な問題に関する多数の意見〉であるが、それは一方では個々の市民の意見という思想・信条とその表現の自由に関わる事象であるが、他方では、その意見を実現するために行動し、組織化し、政党と関係し、政党間の対立として現象する。この場合、行政に要請される政治的中立性の要点は、政党あるいはそれに結び付く政治団体レベルの活動への従属、加担、敵対行為の禁止であり、個人の意見の相違による不公平の禁止である。この場合の中立性の基準となるのは、対立からの超越、等距離ではなく、法治主義の原則である。（2015年11月6日開催の「九条俳句不掲載損害賠償等請求事件」学習会における谷和明氏の報告）

#### 4) 社会教育機関としての公民館の役割放棄 —市民の学習活動への不当な介入—

「九条俳句」を「公民館だより」に不掲載したことについて、さいたま市教育長は「俳句の内容が世論を二分するものだったので、掲載をお断りした」と述べ、「公民館だよりが論争の場になってしまうのは、あるべき姿ではないだろう。」（埼玉新聞、2014年7月18日）と説明しています。

この俳句は、作者（70歳代女性）がたまたま東京に出たときにデモに出会い、自分で思っている女性たちに感動して、その情景を詠んだものであります。このような作者の思いを思慮することなく、さいたま市の三橋公民館長、生涯学習部長、教育長、市長にいたるまで、「世論を二分するような内容」は「公民館だより」にふさわしくないと主張し、「九条俳句」に「政治性がある」ことをことさら強調し問題として、「九条俳句」を不掲載としたことは教育基本法3条（生涯学習の理念）に反するものといえます。

これまで述べてきたように、大人の学習の場である公民館が発行する「公民館だより」につ

いて、「世論を二分する内容は掲載しない」ということは、「実際生活に即した」、「現代的課題」の学習への関心、異なる見解の討論、成果の発表など、現実社会の矛盾をはらんだ具体的な問題についての学習をも封じることになりかねない危険性があります。生活課題や社会問題を学習テーマとして設定して大人の学習を支援する社会教育事業は、学問の自由（憲法23条）にもとづき様々な立場・見解を前提としているのであり、そのことを避けては大人の学習は意味をなさないといえます。（佐藤一子「公民館における政治的中立と表現活動の自由」『月刊社会教育』2014年10月、53～54頁参照（国土社））

以上より、三橋公民館が「九条俳句」を「公民館だより」に不掲載としたことは、社会教育の学習の自由を侵害し、「大人の学習権」を侵害した行為であると私は考えます。

#### 終わりに

私は、「九条俳句」不掲載事件裁判において、原告弁護団が「大人の学習権」を問うていることは、社会教育研究に携わってきたものとして看過できない問題であるととらえています。「大人の学習権」という概念は、法律の世界ではもちろんのこと、教育の世界でもなじみのないものです。

わが国では、1970年代のいわゆる「家永教科書裁判」の杉本判決を契機として「国民の教育権」をめぐる議論が活発に展開されました。しかしながら、それらの議論は、もっぱら「子どもの権利」に着目するものでありました。他方、社会教育の世界では、子どもの親の学習する権利に着目して「国民の学習権」論が主張されてきました（例えば小川利夫「社会教育と国民の学習権」勁草書房、1973年）。1970年代の「国民の学習権」は、「子どもや青年にとっては、人間的な成長・発達に不可欠な学習の権利であり、成人にとっては、国民主権を担う主体としての不断の自己教育の権利であり、さらにそれは、専門的な学問・研究の自由と、その社会的責任の視点を含む包括的な原理」（小川利夫前掲書、p. 182）として主張されました。しかし、社会

教育学の小川利夫氏は「学問の自由」の問題は、「今日なお一般にいわば「学校の自由」の問題としてとらえがちであり、国民の思想・表現の自由にもとづく「学問の自由」、したがってまた、言葉の正当な意味での「国民教育の自由」の問題としては必ずしも十分にとらえられていない」と指摘していました（小川利夫前掲書、p.265）。

「国民の学習権」はもっぱら理念、思想として語られてきましたが、「九条俳句」不掲載事件において、はじめて「表現の自由」と結びついて「学習権」が問題とされています。なお原告弁護団が「大人の学習権」という言葉を用いたのは、「子どもの学習権」と対比することで本裁判の意義を明示する狙いがあったことはすでに述べましたが、今日のグローバル化した社会にあっては、すでに「国民の学習権」という概念では狭すぎるということも、弁護団が「大人の学習権」という言葉を使用した意図にあると思われます。

私は、本裁判を通じて展開される「大人の学習権」をめぐる論議に学びながら、この問題について考えていきたいと思っています。

これで、私の話しを終わらせていただきます。ご静聴いただき、ありがとうございました。

（本稿は、平成28(2016)年3月8日の第34回ベスタロッヂ祭でおこなった最終講義をもとに筆者が加筆修正したものです。その際、教育行政学の窪田眞二教授より貴重なご助言をいただきました。記して感謝申し上げます。）